

長期優良住宅に係る認定制度の概要について

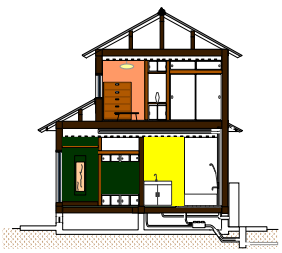
背景

ストック重視の住宅政策への転換 [=住生活基本法の制定(H18.6)]

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(H21.6施行)」に基づく長期優良住宅に係る認定制度

- 長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定
- 認定を受けた住宅の建築にあたり、税制・融資の優遇措置や補助制度の適用が可能
- 新築に係る認定制度は平成21年6月より、増改築に係る認定制度は平成28年4月より開始

認定基準



<1>住宅の長寿命化のために必要な条件

- ① 劣化対策
- ② 耐震性
- ③ 維持管理・更新の容易性
- ④ 可変性（共同住宅のみ）

<2>社会的資産として求められる要件

- ⑤ 高水準の省エネルギー性能
- ⑥ 基礎的なバリアフリー性能（共同住宅のみ）

<3>長く使っていくために必要な要件

- ⑦ 維持保全計画の提出

<4>その他必要とされる要件

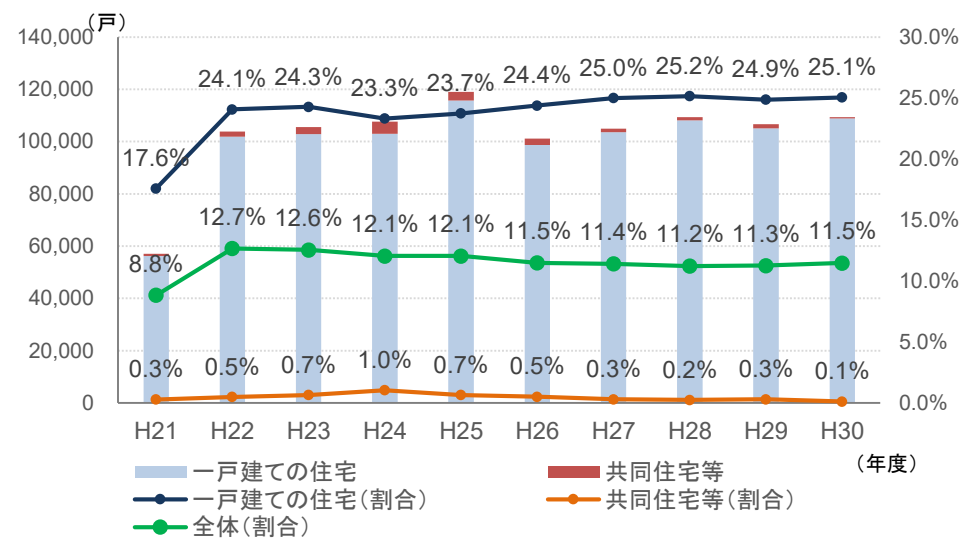
- ⑧ 住環境への配慮
- ⑨ 住戸面積

特例措置

- < 1. 税制 >
 - 【新築】所得税／固定資産税／不動産取得税／登録免許税の特例措置
 - 【増改築】所得税／固定資産税の特例措置（平成29年度税制改正による）
- < 2. 融資 >
 - 住宅金融支援機構の支援制度による金利の優遇措置
- < 3. 補助制度 >
 - 【新築】中小工務店等に対する補助
 - 【増改築】既存住宅の長寿命化に資する取組に対する補助

認定実績

【新築】累計実績（H21.6～H31.3）
 1,024,580戸（一戸建て：1,003,743戸、共同住宅等：20,837戸）
 ※H30年度…109,386戸（住宅着工全体の11.5%）
 一戸建て：108,800戸（住宅着工全体の25.1%）
 共同住宅等：586戸（住宅着工全体の0.1%）



※割合は新設住宅着工数に対する長期優良住宅の認定戸数の比率

【増改築】累計実績（H28.4～H31.3）
 738戸（一戸建て：693戸、共同住宅等：45戸）